

令和4（2022）年度 保育所等利用申込み案内



保育所等を利用できる児童

- 周南市に住民票がある
- 保護者（両親または児童を養育している者）が月60時間以上の就労などにより保育を必要とする要件がある（次ページ参照）

申込期間

★4月1日入所希望

一次	令和3年11月25日（木）～令和3年12月17日（金）
二次	令和4年 1月17日（月）～令和4年 2月10日（木） ※求職活動でのお申込みは、二次での受付となります。

★年度途中の入所希望

利用開始希望月の3月前から前月初日まで

提出書類

- 子どものための教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書
- 保育を必要とする要件の証明・その他の証明書類（次ページ参照）
- 保育所等利用申込時の発達状況等調査票

提出先 周南市こども支援課 保育幼稚園担当 ☎（0834）22-8455
または各総合支所市民福祉課

郵送の場合の送付先

〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市こども支援課 保育幼稚園担当
※別紙「郵送で保育所等利用申込みされる方へ」を確認してください。

保育所等を利用できる要件の証明

保育を必要とする要件	証明となるもの	認定日から利用できる期間
就労 (月60時間以上)	就労証明書(様式あり) (個人事業の場合は営業許可証、確定申告書、個人事業開業届等の写しを添付。写しの添付ができない場合は就労証明書の「31. 民生・児童委員」欄の記入が必要。ただし、法人番号の指定を受けている場合は写しの添付は必要なし。)	就労期間
妊娠、出産	母子健康手帳の表紙と分娩予定日のページの写し	出産予定日8週間前から 出産後8週間までの必要な期間
保護者の疾病、障害	医師の診断証明書(様式あり)	診断証明書に記載された期間
同居親族の常時介護・看護	看護申立書(様式あり)および 医師の診断証明書(様式あり)	診断証明書に記載された期間
就学	在学証明書または在籍証明書 就学時間および就学日数のわかるもの	在学期間
求職活動 (起業準備含む)	求職活動支援機関等利用証明書 または採用選考証明書(様式あり)	60日間

※その他、災害復旧、虐待・DVなどの要件での必要書類については、お問い合わせください。
 ※利用期間は、原則、保育を必要とする要件が発生した日の属する月の1日から要件が終了する日の属する月の末日までとなります。

その他証明書類

- ◆ 番号確認書類・本人確認書類
 申請者のマイナンバーカード、運転免許証などの提示が必要です。
 ※詳細は、別紙「マイナンバーの「番号確認」と「本人確認」のための書類」参照
- ◆ 令和3年1月2日以降周南市へ転入した人は、次の書類が必要です。
 令和3年度市民税所得課税証明書 ※詳細は、別紙「保育料に関すること」参照
 保護者の収入が一定基準を満たさない場合は、同居直系親族も算定の対象になることがあります。
- ◆ 保育料軽減で必要なもの
 きょうだいが幼稚園等を利用する予定の人、在宅障害児(者)のいる世帯
 詳細は、別紙「保育料に関すること」参照

育児休業中の保育所等の申込み

- 育児休業の復帰予定月からの利用申込みが可能です。
- 復帰予定月は、就労証明書で確認します。就労証明書の「13. 育児休業の取得(予定)期間」「14. 復職(予定)日」の欄を必ずご記入のうえ、お申込みください。
- 復職しない、退職した場合、内定取り消しまたは退所になります。

教育・保育給付認定

保育所や認定こども園などの利用を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定2号認定（満3歳以上）又は3号認定（満3歳未満）」を受ける必要があります。

※新年度に係る申請の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、3月末までに認定します。

<参考：子ども1人あたりの教育・保育に通常要する費用>

(令和2年度月額平均) 0歳児 192,173円 1・2歳児 113,560円 3歳児 58,553円 4歳以上児 47,239円	利用者負担額	保育料として保護者が負担(3歳未満児) 3歳以上児は無償
	公費負担額	国・県・市が負担 給付を受けるためには、教育・保育給付認定が必要。ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり受領(法定代理受領)

保育料（利用者負担額）

保育料は、保護者（両親または児童を養育している者）の市民税額（住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用なし）と児童の年齢、保育必要量で決定します。

ただし、保護者（両親または児童を養育している者）に一定の収入がない場合、同居の祖父母の市民税額で保育料を算定します。

4月1日時年齢	4月～8月	9月～3月
0歳～2歳	令和3（2021）年度市民税額に基づく保育料	令和4（2022）年度市民税額に基づく保育料
3歳～5歳	無償 ※ただし、給食費は実費負担	

◆保育料の支払い方法◆

私立・市立保育所、市立認定こども園⇒口座振替

私立認定こども園、地域型保育施設⇒納入方法については、各施設で異なりますので、利用決定後、各施設にお問い合わせください。

保育時間

保護者の就労時間等により下表のとおり、保育標準時間と保育短時間のどちらかを保育必要量として決定します。ただし、求職活動での利用は保育短時間認定となります。

保育必要量	保育所等利用可能時間	月の就労時間
保育標準時間	最長11時間	120時間以上
保育短時間	最長8時間	120時間未満

※別紙「保育短時間」認定について参照

利用期間

利用期間は、小学校就学始期までの保育を必要とする期間となりますが、その間、定期的に保育を必要とする要件を調査します。

家庭状況等の変更の届出

家庭状況や保育を必要とする要件等が変更になった場合は、認定変更の申請が必要です。速やかに、各園またはこども支援課へ届出ください。

- ・雇用状況（勤務先、勤務時間等に変更、育児休業を取得するとき等）
- ・家庭状況（転出、出産、死亡、結婚、離婚、再婚等があった場合）
- ・住所（電話番号等連絡先の変更）
- ・退所（保育を必要とする事由の消滅、転出、死亡など）

※保育料等の変更は、事由が発生した日の翌月1日からとなります。

年齢表

令和4年4月1日現在

年齢	生年月日		
0歳児	R3(2021).4.2	～	
1歳児	R2(2020).4.2	～	R3(2021).4.1
2歳児	H31(2019).4.2	～	R2(2020).4.1
3歳児	H30(2018).4.2	～	H31(2019).4.1
4歳児	H29(2017).4.2	～	H30(2018).4.1
5歳児	H28(2016).4.2	～	H29(2017).4.1